

令和2年度

定例監査結果報告書

財政援助団体等監査結果報告書

令和3年2月

中央区監査委員



# 目 次

## 定例監査結果報告書

第1	各部課及び学校等監査	1
第2	重点事項に関する監査	2
第3	工事監査	3
第4	監査のまとめ	6
別表	令和2年度各部課及び学校等監査実施日程	8

## 財政援助団体等監査結果報告書

第1	監査実施期間	1 1
第2	監査の対象及び範囲	1 1
第3	監査の方法及び観点	1 2
第4	対象団体等の概要と監査の結果	1 3
第5	監査のまとめ	2 0
別表	令和2年度財政援助団体等監査実施日程	2 1



令和2年度

定例監査結果報告書



写

2中監第159号

令和3年2月25日

中央区長  
中央区議会議長  
中央区教育委員会教育長  
中央区選挙管理委員会委員長  
中央区監査委員

様

中央区監査委員 守本利雄

同 梅田源一

同 瓜生正高

#### 令和2年度定例監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した令和2年度定例監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨通知してください。





## 第1 各部課及び学校等監査

### 1 監査実施期間

令和2年4月13日から令和3年2月19日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表(P8)のとおりです。

### 2 監査の対象部局等

企画部、総務部、区民部、福祉保健部、環境土木部、都市整備部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局、区立小学校・中学校・幼稚園

### 3 監査の範囲、方法及び観点

#### (1) 範囲

令和元年度における予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行状況について実施しました。

併せて文書取扱、公印管理等についても監査範囲としました。

#### (2) 方法

事務執行部局に対してあらかじめ提出を求めた財務諸表、歳入・歳出執行概要等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等を点検・照合するとともに、必要に応じて実地調査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

#### (3) 主たる観点

地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化)の規定にのっとり、各事務事業が執行されているかを基本として以下の点を踏まえるとともに、事業目的に対する効果の状況や事業執行の効率性など、行政監査の視点も加味して監査を行いました。

##### ア 予算の執行について

(ア) 収入は適正に確保されているか。

(イ) 支出は効果的に行われているか。

(ウ) 会計処理は法規適正であるか。

##### イ 契約検収事務について

(ア) 違法又は不当な契約を締結していないか。

(イ) 契約の方法は適正になされているか。

(ウ) 契約は確実に履行されているか。

(エ) 検収は的確になされているか。

##### ウ 財産の管理について

- (ア) 公有財産の取得、保管及び処分は適正に行われているか。
- (イ) 物品の出納、保管、供用及び処分は適正に行われているか。
- (ウ) 債権の管理は適正に行われているか。
- (エ) 基金の管理は適正に行われているか。

#### 4 監査の結果

事務事業の執行に当たっては、おおむね適正に行われており、所期の成果を挙げているものと認められましたが、次のとおり一部に是正・改善を要する事例がありましたので、それぞれ対応を図ってください。

##### (1) 契約事務に関すること

契約締結決裁書に見積書や業者指定理由書が添付されていないもの、また、履行後に納品書や完了届が添付されていないものが複数ありました。さらに、予定価格が80万円を超える委託業務の実施原議について、部長決裁すべきところを所長決裁としているなど、契約事務に関して不適切な処理が散見されました。なお、契約事務については前年も同様の注意を行っていますが改善が見られませんでした。関係規程に沿った適正な事務処理を行ってください。

(区民部 日本橋特別出張所)

##### (2) 現金の取扱いに関すること

窓口で徴収した学校施設使用料に関して、遅滞なく現金を指定金融機関等に払い込むことが会計事務規則で定められていますが、徴収した現金を職場の金庫で長い時で1ヶ月以上保管したうえで、一括して処理を行っていました。多額の現金を長期間保管することは、紛失や盗難の恐れもあり不適切です。会計事務規則に定められている適正な方法で現金の管理を行ってください。

(教育委員会事務局 学校施設課)

##### (3) 契約権限に関すること

物品の買入れに関しては、予定価格が30万円まで学校長の権限で行うことができますが、和太鼓の台を購入する際、納期が同日であるにも関わらず、182,000円と276,950円との2件に分けて学校長の権限で契約していました。本来は、まとめて458,950円の契約として学務課が行うべきであり、契約を分割して行うことは不適切です。契約事務規則等に定められている適正な方法で事務処理を行ってください。

(教育委員会 佃中学校)

## 第2 重点事項に関する監査

本年度の定例監査では、「窓口業務での現金授受について」重点事項として監査を実施しました。

## 1 調査方法

監査にあたり調査シートは、以下の5項目に係ごとの業務単位で調査しました。

- (1) 窓口体制（当番制又は窓口対応職員）
- (2) 業務中の授受した現金の保管方法
- (3) 業務終了後の現金確認及び保管方法
- (4) 業務中及び業務後のつり銭の保管方法
- (5) 指定金融機関終了後の現金取扱方法

## 2 監査結果

業務上、現金授受のある21課を調査した結果、各職場において現金の取扱いに対するリスク意識は高く、扱った現金は金庫に保管の上、翌日には指定金融機関に納付するなど現金の取扱い方法や保管についておおむね適正に処理がされていました。

しかしながら、事務監査の中で学校施設課では学校施設開放使用料を1ヶ月保管し、まとめて調定処理の上、納付していた事例がありました。会計事務規則では「遅滞なく払い込むこと」となっており、長期に渡り現金を保管することは、紛失等のリスクが高まることから適切な会計処理を行うよう指摘しました。

現金授受のある職場においては、現金の出納・取扱いについて日常的に点検を行い、マニュアルを整備するなど適正な現金管理を行う環境づくりに努めてください。

## 第3 工事監査

### 1 監査実施期日

#### (1) 事務局による監査

令和2年11月1日～令和3年1月12日

#### (2) 監査委員による監査及び工事現場の現地調査

ア 土木工事 令和3年2月9日

イ 営繕工事 令和3年2月4日

### 2 監査の対象とした工事及び概要

#### (1) 土木工事

##### ① 新島橋架替工事（第四期）（環境土木部 道路課）

ア 所在地 中央区勝どき四丁目13番先～勝どき五丁目2番先

(ア) 橋 長 48.3m

(イ) 幅 員 35.6～40.85m

(ウ) 工 期 平成28年10月14日～令和2年5月29日

(エ) 請負金額 1,824,896,200円

(オ) 出来高 100%(完了)

② 新島橋取付道路整備工事 (環境土木部 道路課)

ア 所在地 中央区勝どき五丁目3番先～勝どき四丁目1番先

(ア) 施工延長 289.4m

(イ) 幅 員 36.0～41.0m

(ウ) 工 期 令和元年10月3日～令和2年6月24日

(エ) 請負金額 176,000,000円

(オ) 出来高 100%(完了)

(2) 営繕工事

中央区立阪本小学校改築及び阪本こども園 (仮称) 整備工事

(都市整備部 営繕課)

ア 所在地 中央区日本橋兜町15番18号

イ 施設概要 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 地下1階・地上7階  
延面積 13,247.12㎡

ウ 期 間 (設 計) 平成28年4月18日～平成29年12月15日  
(工事監理) 平成30年5月1日～令和2年5月29日  
(建築工事) ※ 外溝、地中障害撤去工事を含む。

平成30年3月29日～令和2年7月10日

(機械設備工事) 平成30年3月29日～令和2年7月10日

(電気設備工事) 平成30年3月29日～令和2年7月10日

(昇降機設備工事) 平成31年1月16日～令和2年5月29日

エ 請負金額 (設 計) 222,555,600円

(工事監理) 135,540,000円

(建築工事) 5,809,491,000円

(機械設備工事) 1,412,885,000円

(電気設備工事) 907,528,000円

(昇降機設備工事) 37,800,000円

( 計 ) 8,525,799,600円

オ 出来高 (設 計) 100%(完了)

(工事監理) 100%(完了)

(建築工事) 100%(完了)

(機械設備工事) 100%(完了)

(電気設備工事) 100%(完了)

(昇降機設備工事) 100%(完了)

### 3 監査方法

設計図書、起工書、契約関係書類、工事記録簿・写真等の書類審査、工事現場の現地調査、所管部局の関係職員や施工業者等からの説明の聴取等を行いました。

なお、事務局による監査は、技術系職員(兼務発令)により実施しました。

### 4 監査の結果

監査対象のいずれの工事についても、過大な設計や積算及び不適切な施工は認められなかったほか、契約等の事務手続についてもおおむね適正に行われており、是正・改善を要する事例はありませんでした。

新島橋架替工事(第四期)では、新設橋台と隣接する護岸を既存杭の再利用で護岸復旧する予定でしたが、既存杭の利用ができないことが判明したため、当初の計画が変更になったことや国土交通省からのインフレスライド条項の適用要請などにより契約変更がなされていますが、いずれもやむを得ないものと判断されます。

当該現場は大型車両や歩行者、自転車の通行が多い中での工事であり、さらに橋梁に添架するライフライン企業、環状第二号線、新月島川耐震護岸工事、勝どき駅改良工事等の近接施工に伴う工事調整が非常に困難な中、綿密な調整を図るとともに、大幅な工事の遅れや大きな問題もなく施工技術者と監督員の適切な監理、監督により施工されている点が評価できます。また、勝どき三丁目側の橋詰整備(緑地)において、本工事で撤去した新月島川の護岸間知石をベンチの土台などに再利用するなど工夫が見られます。

本区では、橋梁の修繕・架け替えに係る費用の縮減を図るため「中央区橋梁長寿命化修繕計画」を策定し計画的な管理を実施しています。今後も、定期的な実施される健全度調査の結果、補修履歴、最新の維持管理手法や補修技術等の知見を踏まえ、橋梁の損傷状況、重要度に応じた予防的修繕の優先順位や計画を図るなど合理的かつ効果的な方法による橋梁の維持管理に努めてください。

次に、阪本小学校改築及び阪本こども園(仮称)整備工事では、労務単価上昇に伴うインフレスライド条項の適用に伴う契約変更のほか、設計時点で可能な範囲で地盤調査を行っていたものの、杭工事や山留工事に影響のある範囲に地中障害が判明し撤去が必要になったことなどによる工事の追加契約がなされていますが、いずれもやむを得ないものと判断されます。

設計及びデザイン面では、令和4年8月まで仮校舎として一時的に使用する

城東小学校の移転後のレイアウト変更に対応し将来の維持管理にも考慮されたものとなっており、LED照明等の省エネルギー機器の積極的な採用、雨水の再利用、ガスコージェネレーション設備の設置、マンホールトイレ及び防災用井戸の設置など環境・防災面に配慮した設計がされています。また、明治初期に開校した阪本小学校の歴史を感じさせる玄関照明のデザイン面での工夫もされています。

工事監理及び施工では、埋蔵文化財調査による工事の延伸、杭工事の地中障害等の撤去、新型コロナウイルス感染症の影響等により工程管理が難しい状況で、工事工程の調整や施工段階ごとの必要な承諾、立会い、確認及び検査が行われ適正に施工されていました。また、工事作業スペースが限られ工事動線や施工手順の制約が厳しい中で、大型の重機等の使用も加わり近隣住民や学校等に配慮しながら工事が進められ、安全で適切な現場管理がされていました。このことは、区担当者、工事監理事務所及び各施工業者間の連携が図られた結果であり、工事監理上の努力が見受けられます。

今後の工事においても今回の経験を活かすとともに、工事の主管課だけでなく関係部局間においても、計画段階から施工まで綿密な連携を図ることに努めてください。

#### **第4 監査のまとめ**

本年度の定例監査は、令和元年度の事務事業の執行について、「主たる観点」を基本に、法令等に従い適正に事務事業が行われていることの確認はもとより、経済性や公平性の面から公正かつ厳正に監査を実施するとともに、事業目的に対する効果の度合いや事業執行の効率性など、行政監査の視点も加味して行いました。

事務処理については、今回の監査においても決裁や契約事務等に関して、根拠規定の理解不足や不注意などに起因すると考えられる軽微な誤りが散見されるとともに、これまで適切に処理が行われていた所管部課において、新たに誤りが生じている事例が見受けられました。事務処理にあたっては、職員一人一人が前例踏襲によることなく根拠や手順を確認し、不明な点があれば職場内で組織的な点検を行うなど適正な事務処理に努めてください。また、今後は業務のデジタル化や委託化が進み、業務内容が一層複雑化することが想定されます。管理監督者は、職員が業務の内容や執行過程を理解し、適正な事務処理が行われるよう指導・監督してください。

今年度の重点事項として、窓口業務での現金授受に関する調査を実施しまし

た。事務上のリスク要因を抽出することを目的とした本調査では、一部に是正・改善を要する事項があったものの、ほとんどの職場でリスク管理の意識を高く持ち現金取扱いに適切な対応が図られていました。

こうしたリスク管理への対応をはじめ、適正な事務の遂行につなげるためのプロセスとなる内部統制の導入は、行政の可視化や透明性のより一層の充実を図ることが期待できます。区民への説明責任の観点からも本制度を導入されることを要望します。

新型コロナウイルス感染症の影響による日本経済の失速に伴い、特別区民税など主要財源の減収が危惧される中、本区の財政運営は例年以上に厳しくなることが見込まれます。そうした中、本区では人口増加に伴う行政需要の拡大や東京2020大会後のまちづくり、さらには「20万都市」を見据えた交通環境等の基盤整備など、今後ともさらなる財政負担の増大が予測されます。

事務事業の執行にあたっては、限られた財源や既存の資源をより一層有効に活用することを基本とし、多様な区民ニーズに的確かつ柔軟に応えるとともに、基本構想に掲げた本区将来像の実現に向け、各種施策を推進されることを希望します。

(別 表)

## 令和 2 年度 各 部 課 及 び 学 校 等 監 査 実 施 日 程

対 象 課 等		監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査	
企 画 部	政策企画課	令和 2年10月19日(月)	令和 2年 4月23日(木)	
	財 政 課	令和 2年10月19日(月)	令和 2年 4月23日(木)	
	広 報 課	令和 2年10月19日(月)	令和 2年 4月27日(月)	
	情報システム課	令和 2年10月21日(水)	令和 2年 4月27日(月)	
	オリンピック・ パラリンピック 調整担当課	令和 2年10月19日(月)	令和 2年 4月23日(木)	
総 務 部	秘 書 室	令和 2年10月21日(水)	令和 2年 7月28日(火)	
	総 務 課	令和 2年10月21日(水)	令和 2年 7月28日(火)	
	女性施策推進係		令和 2年 7月29日(水)	
	職 員 課	令和 2年10月21日(水)	令和 2年 7月21日(火)	
	経 理 課	令和 2年10月22日(木)	令和 2年 7月30日(木)	
	税 務 課	令和 2年10月22日(木)	令和 2年 7月31日(金)	
	防災危機 管理室	危機管理課	令和 2年10月22日(木)	令和 2年 7月31日(金)
		防 災 課	令和 2年10月26日(月)	令和 2年 7月30日(木)
区 民 部	区民生活課	令和 2年10月26日(月)	令和 2年 6月24日(水)	
	調査統計係		令和 2年 6月24日(水)	
	地域振興課	令和 2年10月26日(月)	令和 2年 6月23日(火)	
	文化・生涯学習課	令和 2年10月29日(木)	令和 2年 6月23日(火)	
	スポーツ課	令和 2年10月29日(木)	令和 2年 6月24日(水)	
	商工観光課	令和 2年10月29日(木)	令和 2年 6月25日(木)	
	日本橋特別出張所	令和 2年10月30日(金)	令和 2年 6月19日(金)	
	月島特別出張所	令和 2年10月30日(金)	令和 2年 6月23日(火)	



対 象 課 等		監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
福 祉 保 健 部	管 理 課	令和 2年10月30日(金)	令和 2年 6月25日(木)
	子育て支援課	令和 2年11月 2日(月)	令和 2年 7月 1日(水)
	保 育 課	令和 2年11月 2日(月)	令和 2年 7月 2日(木)
	生活支援課	令和 2年11月 2日(月)	令和 2年 6月30日(火)
	障害者福祉課	令和 2年10月30日(金)	令和 2年 6月30日(火)
	保険年金課	令和 2年11月 5日(木)	令和 2年 7月 2日(木)
	子ども家庭支援 センター	令和 2年11月 5日(木)	令和 2年 7月 1日(水)
	築地児童館		令和 2年10月23日(金)
	福祉センター	令和 2年11月 5日(木)	令和 2年 7月 7日(火)
	子ども発達支援センター	令和 2年11月 5日(木)	令和 2年 7月 7日(火)
高 齢 者 施 策 推 進 室	高齢者福祉課	令和 2年11月 9日(月)	令和 2年 7月 1日(水)
	介護保険課	令和 2年11月 9日(月)	令和 2年 7月 2日(木)
中 央 区 保 健 所	生活衛生課	令和 2年11月 9日(月)	令和 2年 7月 7日(火)
	健康推進課	令和 2年11月11日(水)	令和 2年 7月 7日(火)
	日本橋保健センター	令和 2年11月11日(水)	
	月島保健センター	令和 2年11月11日(水)	令和 2年 6月30日(火)
環 境 土 木 部	環境政策課	令和 2年11月13日(金)	令和 2年 6月10日(水)
	環境推進課	令和 2年11月13日(金)	令和 2年 6月10日(水)
	水とみどりの課	令和 2年11月13日(金)	令和 2年 6月11日(木)
	道 路 課	令和 2年11月17日(火)	令和 2年 6月11日(木)
	中央清掃事務所	令和 2年11月18日(水)	令和 2年 6月12日(金)
	晴海事業所		令和 2年 6月12日(金)
都 市 整 備 部	都市計画課	令和 2年11月17日(火)	令和 2年 4月16日(木)
	地域整備課	令和 2年11月17日(火)	令和 2年 4月16日(木)
	住 宅 課	令和 2年12月 4日(金)	令和 2年 4月17日(金)
	建 築 課	令和 2年12月 4日(金)	令和 2年 4月17日(金)
	営 繕 課	令和 2年12月 4日(金)	令和 2年 4月16日(木)

対 象 課 等		監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
会 計 室		令和 2年12月16日(水)	令和 2年 4月14日(火)
教育委員会 事務局	庶 務 課	令和 2年12月14日(月)	令和 2年 7月 9日(木)
	学 務 課	令和 2年12月14日(月)	令和 2年 7月 8日(水)
	学校施設課	令和 2年12月14日(月)	令和 2年 7月 9日(木)
	指 導 室	令和 2年12月16日(水)	令和 2年 7月 8日(水)
	教育支援係		令和 2年 7月 8日(水)
	図書文化財課	令和 2年12月16日(水)	令和 2年 7月 9日(木)
	郷土天文館		令和 2年 7月 8日(水)
城東小学校			令和 2年11月25日(水)
明石小学校			令和 2年11月26日(木)
明石幼稚園			令和 2年11月26日(木)
京橋築地小学校			令和 2年11月27日(金)
京橋朝海幼稚園			令和 2年12月18日(金)
日本橋小学校			令和 2年12月 1日(火)
日本橋幼稚園			令和 2年12月 1日(火)
阪本小学校			令和 2年11月25日(水)
佃島小学校			令和 2年12月 1日(火)
月島幼稚園			令和 2年12月 1日(火)
月島第三小学校			令和 2年11月26日(木)
晴海幼稚園			令和 2年11月26日(木)
豊海小学校			令和 2年12月 3日(木)
豊海幼稚園			令和 2年12月 3日(木)
佃中学校			令和 2年12月 3日(木)
晴海中学校			令和 2年11月27日(金)
選挙管理委員会事務局		令和 2年12月17日(木)	令和 2年 4月14日(火)
監 査 事 務 局		令和 2年10月16日(金)	令和 2年 4月13日(月)
区 議 会 議 会 局		令和 2年12月17日(木)	令和 2年 4月13日(月)

令和2年度

財政援助団体等監査結果報告書



写

2中監第160号

令和3年2月25日

中央区長  
中央区議会議長  
中央区教育委員会教育長  
中央区選挙管理委員会委員長  
中央区監査委員

様

中央区監査委員 守本利雄

同 梅田源一

同 瓜生正高

### 令和2年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項及び第7項の規定に基づき実施した令和2年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨通知してください。



## 第1 監査実施期間

令和2年8月18日から令和3年2月19日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表(P21)のとおりです。

## 第2 監査の対象及び範囲

補助金の交付を行っている団体(財政援助団体)、出資団体及び指定管理者のうち、次の9団体を対象としました。

令和元年度における事務事業の執行について、財政援助団体は補助対象の事務を、出資団体は当該事業所による事業運営に係る事務を、指定管理者は施設の管理運営に係る事務を、それぞれ監査の範囲として実地により行いました。

- 1 財政援助団体  
公益社団法人 中央区シルバー人材センター
- 2 財政援助団体(出資団体)  
公益財団法人 中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」
- 3 対象施設及び指定管理者
  - (1) 区民健康村「ヴィラ本栖」  
富士屋ホテル 株式会社
  - (2) 浜町集会施設「浜町メモリアル」  
タフカ・日本メックス 共同事業体
  - (3) 日本橋公会堂  
株式会社 パシフィックアートセンター
  - (4) 八丁堀保育園  
株式会社 ベネッセスタイルケア
  - (5) 知的障害者グループホーム「フレンドハウス京橋」  
社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会
  - (6) 堀留町児童館  
ライクアカデミー 株式会社
  - (7) 敬老館「いきいき館」 [3館]  
アクティオ 株式会社

### 第3 監査の方法及び観点

#### 1 方法

##### (1) 財政援助団体

財政援助団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、財務報告書、事業報告書、補助金申請書、実績報告書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等を点検・照合するとともに関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

##### (2) 財政援助団体（出資団体）

出資団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、決算書、事業報告書、定款等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等を照合するとともに必要に応じ関係者から説明を徴取するなどの監査手続により実施しました。

##### (3) 指定管理者

指定管理者に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、収支報告書、事業報告書、利用実績、管理する備品一覧、協定書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等を点検・照合するとともに必要に応じ関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

##### (4) 所管部課

所管部課が保管する関係書類等と財政援助団体等から提出された監査資料を点検・照合するとともに必要に応じ関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

#### 2 主たる観点

##### (1) 財政援助団体

ア 事業は補助の目的に沿って適正に執行されているか。

イ 補助金に係る会計処理は適正になされているか。

ウ 補助条件は適切に履行されているか。

##### (2) 出資団体

ア 事業は出資等の目的に沿って適正に執行されているか。

イ 出資金等に係る会計処理は適正になされているか。

##### (3) 指定管理者

ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。

イ 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適切に行われているか。

ウ 施設管理業務の実施状況は適切か。



エ 施設の利用状況は十分か。

オ 基本協定書や事業計画書等に沿って各種事業が適切に実施されているか。

(4) 所管部課

ア 財政援助団体への補助については補助金の算定、補助条件その他補助に関する内容は適正妥当であるか。

イ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切に指導監督を行っているか。

ウ 指定管理者制度を導入した目的・趣旨に沿って指導監督しているか。

#### 第4 対象団体等の概要と監査の結果

1 公益社団法人 中央区シルバー人材センター

(1) 団体の概要

所在地 中央区八丁堀三丁目17番9号

設立目的 社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

主な事業

- ・ 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- ・ 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- ・ 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業

(2) 所管部課

福祉保健部 高齢者福祉課

(3) 補助金

区は、公益社団法人中央区シルバー人材センターに対し、事業の運営に要する費用として、令和元年度は52,708,000円の補助金を交付しています。

(4) 監査の結果

区からの補助金は、補助の目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められました。

## 2 公益財団法人 中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」

### (1) 団体の概要

所在地 中央区銀座四丁目9番8号 NMF銀座四丁目ビル2階  
設立目的 区内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び区内に居住し  
区外の中小企業に勤務する勤労者と事業主並びに区民を対象  
に総合的な福祉事業を行い、もって中小企業の振興を図り、  
ひいては地域社会の発展に寄与することを目的としています。

#### 主な事業

- ・ 中小企業勤労者等の生活の安定に関する事業
- ・ 中小企業勤労者等の健康維持増進に関する事業
- ・ 中小企業勤労者等の自己啓発、余暇活動に関する事業
- ・ 事業掛金負担者の給付に関する事業

### (2) 所管部課

区民部 商工観光課

### (3) 補助金

区は、公益財団法人中央区勤労者サービス公社に対し、500,000,000円の出捐金を支出するとともに、事業の運営に要する費用として、令和元年度は82,383,588円の補助金を交付しています。

### (4) 監査の結果

出資等の目的に沿った事業運営や補助金等の会計処理は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

## 3 区民健康村「ヴィラ本栖」

### (1) 施設の概要

所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町本栖字上の原218番地119  
延床面積 5252.54㎡  
主な施設 客室(27室)、大浴場、レストラン、コテージ2棟など

### (2) 設置目的

区民の余暇活動及び健康増進に寄与し、その福祉の向上を図ることを目的としています。

### (3) 所管部課

区民部 地域振興課

### (4) 指定管理者

富士屋ホテル 株式会社  
神奈川県足柄下郡箱根町宮ノ下359番地

(5) 指定期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、富士屋ホテル株式会社に対し、中央区立区民健康村の管理に関する基本協定書(平成29年4月1日付け締結)等に基づき、令和元年度は182,043,801円の指定管理料を支出しています。

なお、本施設は利用料金制を採っており、利用料金は指定管理者の収入となっています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

4 浜町集会施設「浜町メモリアル」

(1) 施設の概要

所在地 中央区日本橋浜町二丁目59番48号

延床面積 1,925.80㎡

主な施設 ホール(2室)、集会室(4室)、会議室(3室)など

(2) 設置目的

葬儀はもとより、集会、会議など、区民の交流やコミュニティの場にも利用できることを目的としています。

(3) 所管部課

区民部 地域振興課

(4) 指定管理者

ア 管理者名 タフカ・日本メックス共同事業体

イ 構成団体

(ア) タフカ 株式会社

中央区築地二丁目14番3号

(イ) 日本メックス 株式会社

中央区入船三丁目6番3号

(5) 指定期間

平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、タフカ・日本メックス共同事業体に対し、中央区立浜町集会施設の管理に関する基本協定書(平成31年4月1日付け締結)等に基づき、令和元年度は41,046,086円の指定管理料を支出しています。

なお、浜町集会施設使用料は5,511,360円であり、区の収入となっています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

5 日本橋公会堂

(1) 施設の概要

所在地 中央区日本橋蛸殻町一丁目31番1号  
主な施設 ホール（定員440人）  
集会室 洋室4室（定員24人×2室、60人×2室）  
和室2室（定員24人×2室）

(2) 設置目的

区民の文化の向上に寄与し、その福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

区民部 日本橋特別出張所

(4) 指定管理者

株式会社 パシフィックアートセンター  
中央区新富二丁目8番1号

(5) 指定期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、株式会社パシフィックアートセンターに対し、中央区立日本橋公会堂の管理に関する基本協定書(平成29年4月1日付け締結)等に基づき、令和元年度は66,396,707円の指定管理料を支出しています。

なお、日本橋公会堂使用料は66,745,940円であり、区の収入となっています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

6 八丁堀保育園

(1) 施設の概要

所在地 中央区八丁堀四丁目5番10号  
延床面積 798.34㎡  
主な施設 保育室6室、遊戯室、調理室  
定員 79人

(2) 設置目的

保護者の就労・疾病・求職などの理由で保育の必要性が認められた家庭の乳幼児を預かり、保護者に代わって保育することを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 子育て支援課

(4) 指定管理者

株式会社 ベネッセスタイルケア

新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリスビル

(5) 指定期間

平成26年4月1日から令和6年3月31日まで

(6) 指定管理料

区は、株式会社ベネッセスタイルケアに対し、中央区立八丁堀保育園の管理に関する基本協定書(平成26年4月1日付け締結)等に基づき、令和元年度は158,308,049円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

7 知的障害者グループホーム「フレンドハウス京橋」

(1) 施設の概要

所在地 中央区京橋二丁目6番7号

延床面積 319.90㎡

主な施設 居室(6室)、談話室 など

定員 6人

(2) 設置目的

知的障害者に対し居室及びその他の設備を提供し、日常生活上の介護及び援助を行うことによりその者の社会的自立を助長し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 障害者福祉課

(4) 指定管理者

社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

新宿区西新宿七丁目8番10号 オークラヤビル2F

(5) 指定期間

平成26年4月1日から令和6年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会に対し、中央区立知的障害者グループホーム「フレンドハウス京橋」の管理に関する協定書(平成26年4月1日付け締結)等に基づき、令和元年度は23,349,021円の指定管理料を支出しています。

なお、知的障害者グループホーム使用料は20,942,537円であり、区の収入となっています。

(7) 監査の結果

協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

8 堀留町児童館

(1) 施設の概要

所在地 中央区日本橋堀留町一丁目1番1号

延床面積 983.42㎡

主な施設 児童多目的ホール、音楽スタジオ、図書室、  
工作・サークル室、学童クラブ室、  
子育て交流サロン「あかちゃん天国」

(2) 設置目的

児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることにより児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 子ども家庭支援センター

(4) 指定管理者

ライクアカデミー 株式会社

渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティ ウエスト17階

(5) 指定期間

平成27年4月1日から令和7年3月31日まで

(6) 指定管理料

区は、ライクアカデミー株式会社に対し、中央区立堀留町児童館の管理に関する基本協定書(平成27年4月1日付け締結)等に基づき、令和元年度は75,213,315円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

## 9 敬老館「いきいき館」〔3館〕

### (1) 施設の概要

- ア 桜川敬老館「いきいき桜川」(令和元年度は改築中のため仮設建物)
- 所在地 中央区入船一丁目1番1号 桜川公園内
- 延床面積 589.68㎡
- 主な施設 舞台付大広間、トレーニングルーム、図書コーナーなど
- イ 浜町敬老館「いきいき浜町」
- 所在地 中央区日本橋浜町三丁目37番1号
- 延床面積 1,052.40㎡
- 主な施設 舞台付大広間、和室(2室)、浴室、図書室 など
- ウ 勝どき敬老館「いきいき勝どき」
- 所在地 中央区勝どき一丁目5番1号
- 延床面積 820.00㎡
- 主な施設 舞台付大広間、和室、カラオケルーム など

### (2) 設置目的

高齢者の憩いの場としての役割に加え、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりなどを推進することを目的としています。

### (3) 所管部課

福祉保健部 高齢者福祉課

### (4) 指定管理者

アクティオ 株式会社

目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

### (5) 指定期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日まで

### (6) 指定管理料

区は、アクティオ株式会社に対し、中央区立敬老館の管理に関する基本協定書(平成29年4月1日付け締結)等に基づき、令和元年度は145,902,729円の指定管理料を支出しています。

### (7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

## 第5 監査のまとめ

本年度の財政援助団体等監査は、令和元年度の事務事業の執行について、「主たる観点」を基本とし、特に指定管理者に関しては所管部課の監督が適切に行われているかといった点も含め監査を行いました。

財政援助団体に対しては、区からの補助金の執行について、また、出資団体に対しては、設立目的（出資目的）に沿った事業運営等について、それぞれおおむね適切に行われているものと認められました。今後とも、各団体においては、自主財源の拡充に心掛け、その財政基盤の確立に努めるとともに、より効率的・効果的さらに適正な事業運営に当たってください。所管部課においては、団体の財務状況を十分に精査の上、補助等を行ってください。

指定管理者については、利用料金収入や指定管理料を活用し、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。今後とも、より効率的・効果的な事業運営に当たってください。

指定管理で運営する敬老館（3館）では、各地域の特性や利用者の要望に応じた多彩な自主事業を実施して利用者の定着・拡大を図っています。中でも、ひとり暮らしや利用が少ない登録者に定期的に電話をかける「お元気ですか？コール」は孤立防止や安否確認、施設の利用促進につながる効果的な取り組みであると評価します。

本区では、多くの施設に指定管理者制度が導入されていますが、今後も本制度を導入する施設も増えていくものと思われます。区が提供する施設サービスについては、直営・指定管理といった運営形態にかかわらず、その施設の立地や形態・規模、当該地域の利用者のニーズ等を加味しながら各施設毎のコスト等の経費比較や分析を行い、事業の効果等を把握するように努めてください。指定管理者制度では民間のノウハウを活かし施設の効用を最大限発揮できるよう指定管理者に大きく権限が移譲されますが、所管部課においては、施設の最終的な管理責任は区にあることを十分に認識した上で、施設の設置目的に基づき区民サービスのさらなる充実と利用率の向上が図られるよう、また、予算が適正かつ有効に執行されるよう、指定管理者に対する指導監督について一層充実・強化していくことを要望します。



(別 表)

## 令和 2 年度 財政援助団体等 監査実施日程

### 1 財政援助団体

団体名・所管部課	監査委員監査	事務局監査
シルバー人材センター 【福祉保健部 高齢者福祉課】	令和3年 1月18日(月)	令和3年 1月18日(月)
中央区勤労者サービス公社 【区民部 商工観光課】	令和3年 1月18日(月)	令和3年 1月18日(月)

### 2 指定管理者

指定管理者名・所管部課	指定管理施設	監査委員監査	事務局監査
富士屋ホテル株式会社 【区民部 地域振興課】	区民健康村「ヴィラ本栖」	令和2年 9月 8日(火)	令和2年 9月 8日(火)
			令和2年 8月18日(火)
タフカ・メックス共同事業体 【区民部 地域振興課】	浜町集会施設 「浜町メモリアル」		令和2年10月 8日(木)
			令和2年10月 1日(木)
株式会社 パンフィックアートセンター 【区民部 日本橋特別出張所】	日本橋公会堂		令和2年10月 8日(木)
			令和2年10月 1日(木)
株式会社 ベネッセスタイルケア 【福祉保健部 子育て支援課】	八丁堀保育園		令和2年10月15日(木)
			令和2年10月 2日(金)
社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会 【福祉保健部 障害者福祉課】	知的障害者グループホーム 「フレンドハウス京橋」		令和2年10月15日(木)
			令和2年10月 6日(火)
ライクアカデミー株式会社 【福祉保健部 子ども家庭支援センター】	堀留児童館		令和2年10月14日(水)
			令和2年10月 2日(金)
アクティオ株式会社 【福祉保健部 高齢者福祉課】	敬老館 「いきいき館」 [3館]	令和3年 1月22日(金)	令和3年 1月22日(金)



令和3年2月発行

刊行物登録番号  
2 - 099

令和2年度  
定例監査結果報告書  
財政援助団体等監査結果報告書

編集・発行 中央区監査事務局  
中央区築地一丁目1番1号  
電話 03 (3543) 0211 (代表)